

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
(7) 教 育 費		(4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="1693 475 2150 646"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,110円</td> <td>4,180円</td> <td>4,180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円								

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(7) 教 育 費			算式(5) 略 算式(6) 略 算式(7) 特別加算費年額保護単価58,500円× 特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数	(7) 教 育 費			算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であつて、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。 算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児190円、中学校該当児270円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。) 算式(7) 特別加算費年額保護単価58,100円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数
(8) 学 校 給 食 費	略	略	略	(8) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(9) 見 学 旅 行 費	略	略	略	(9) 見 学 旅 行 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年(特別支援	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数

改正後				現行											
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費	略	略	略	(9) 見学旅行費	第3学年(特別支援学校の高等部を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の「見」に参加するもの。		見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	108,200円
学年別	保護単価(年額)														
小学校第6学年	20,600円														
中学校第3学年	55,900円														
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	108,200円														
(10) 入進学支度金	略	略	略	(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数 入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年進学児童	46,100円		
学年別	保護単価(年額)														
小学校第1学年入学児童	39,500円														
中学校第1学年進学児童	46,100円														
(11) 特別育成費	略	略	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略 算式(2) 特別加算費年額保護単価58,500円× 高等学校第1学年入学措置児童数	(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であつて、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際して必要な学用品費等	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数 特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) 特別加算費年額保護単価58,100円× 高等学校第1学年入学措置児童数	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円		
公私別	保護単価(月額)														
国・公立高等学校	22,270円														
私立高等学校	32,970円														

改正後		現行		
略	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
	(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,000円×夏季等特別行事参加措置児童数
	(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,070円×12月初日の措置又は一時保護児童数
	(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム若しくは助産施設は措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童であつて疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるために	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。

改正後

現行

略

費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(14) 医療費	その支弁を必要と認められるもの。		
職業 補導 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
児 童 用 採 暖 費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童	その児童の冬の採暖に必要な経費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。